

サイバネット®クラウド™利用条件

本サイバネット®クラウド™利用条件(以下「本条件」といいます)は、サイバネットシステム株式会社(以下「サイバネット」といいます)がお客様に提供する「サイバネット®クラウド™」(以下「本サービス」といいます)の内容・提供条件等について定めるものです。サイバネットは、本条件に従って、お客様に本サービスを提供します。お客様が本サービスの利用申込みを完了した時点で、本条件に同意したものとみなします。

第1条 (目的)

本条件は、サイバネットがお客様に提供する本サービスのうち、各サービス機能に共通する事項について定めるものです。各サービス機能に特有な事項がある場合は、個別契約またはサービス確認書に定めます。

第2条 (定義)

本条件で使用する用語の定義は、本条件に別段の定めがない限り、次の各号の定めに従います。

(1) サービス機能

サイバネットがインターネットを通じて(いわゆる SaaS 方式)お客様に提供しお客様がコンピュータ上で利用することができる機能をいい、具体的にはPC&モバイル管理サービス、総合セキュリティ対策サービス等を指します。

(2) 基本サービス機能

サービス機能のうち、基本的なものとしてサイバネットが指定するものをいいます。

(3) オプションサービス機能

サービス機能のうち、基本サービス機能の利用を前提条件として利用することができるものをいいます。

(4) 個別契約

各サービス機能において、本契約の定めと異なる利用条件、使用許諾条件その他の特有な条件がある場合にこれを定めた契約をいい、サービス機能ごとに用意されます。

(5) サービス確認書

サイバネットがお客様に送付するお客様の本サービス利用権を記した証書であって、本サービス期間、本サービス料金、利用アカウント等が記載されています。

(6) 運用管理者

お客様が本サービスを適正に利用・運用できるようお客様の組織内で本サービスの運用状況を管理する者であって、お客様が任命する者をいいます。

(7) 利用アカウント等

運用管理者が本サービスの設定登録・変更を行うためのウェブサイトのURL、アカウント、パスワードその他の情報をいいます。

(8) 契約クライアント数

お客様の組織内において本サービスを利用することができる最大のユーザー数をいい、本サービス利用申込時にお客様が指定するものをいいます。

(9) 本サービス期間

お客様が本条件に基づき本サービスを利用することができる期間をいいます。

(10) 本サービス料金

お客様が本サービス利用の対価としてサイバネットに支払う料金をいいます。

第3条 (適用範囲)

本条件は、サイバネットが提供する本サービスについて適用されます。個別契約またはサービス確認書に本条件と異なる定めがある場合は、当該異なる定めが本条件に優先して適用されるものとします。

第4条（本サービスの内容）

本サービスは、以下の内容から構成されます。サービス機能ごとに異なる内容がある場合は、個別契約またはサービス確認書に記載されます。

(1) サービス機能の提供

お客様は、利用申込みをしたサービス機能を利用することができます。

(2) バージョンアップ版の提供

お客様は、サービス機能が新しいバージョンに更新された場合（バグフィクス、パッチその他のアップデートを含む）に、これを入手・利用することができます。

(3) テクニカルサポートの提供

お客様は、テクニカルサポートシステムを通じて、サイバネットに各サービス機能に関する技術的な問合せをすることができます。テクニカルサポートシステムへのアクセス方法（URL）は、サービス確認書に記載されます。

第5条（本サービスの利用申込み）

本サービスの利用を希望するお客様は、本条件の内容に同意のうえ、サイバネット所定の申込方法で、利用を希望するサービス機能の種類、契約クライアント数、本サービス期間、運用管理者に関する事項等、必要事項を記入するものとします。必要事項の記入に際しては、虚偽の事実を申述してはなりません。

2. オプションサービス機能については、お客様が基本サービス機能を利用する場合にのみ、利用申込みをすることができます。

第6条（本サービスの利用開始）

サイバネットは、お客様から本サービス利用申込みを受領後、合理的期間内に運用管理者宛てにサービス確認書を電子メールで送付します。物理的な納品物が存在する場合は、これをお客様に納入します。

2. お客様は、運用管理者を通じて、利用アカウント等を用いて必要なセットアップ等を行うことにより、本サービスを現実に利用することができます。

第7条（設備の準備等）

本サービスの利用に必要なコンピュータ端末、オペレーティングシステム、ウェブブラウザ等のプログラム、ネットワーク接続装置、高速インターネット常時接続回線、その他のハードウェア・ソフトウェアを問わずインフラ設備の調達、本サービスの利用に必要なプログラムのダウンロード・インストール、本サービスの利用に必要な設定登録・変更およびその後の維持管理等は、すべてお客様自身の費用と責任において行うものとします。なお、インターネット接続に要する費用はお客様の負担となります。

第8条（本サービスの利用）

お客様は、契約クライアント数の範囲内において本サービス期間中は常時、本サービスを利用することができます。但し、障害の発生、メンテナンスの実施その他やむをえない事情により本サービスが一時中断する場合を除きます。

2. お客様は、本サービスを日本の国内外で利用することができます。但し、個別契約またはサービス確認書に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

第9条（本サービスの設定変更等）

サービス機能によっては、あらかじめ用意された仕様の範囲内でお客様自身の判断によりサービス機能の設定変更をすることができます。また、本サービス料金とは別に追加料金を支払うことにより、あらかじめ用意された仕様の範囲を超えた新たな機能の追加・拡張等ができる場合があります。

第10条（運用管理者の任命）

お客様は、本サービス申込時に、運用管理者を少なくとも1名以上任命するものとします。事後に運用管理者が変更になった場合、サイバネット所定の方法により、速やかにサイバネットに通知するものとします。

2. お客様は、運用管理者を任命する場合、お客様が自己の組織内において本サービスを円滑に導入・展開できるよう、ネットワーク設備・情報セキュリティ等の扱いについて必要にして十分な知見を有しているか否かを考慮するものとします。

第11条（運用管理者の責務）

お客様は、本サービスの利用に際して、運用管理者を通じて以下の定めを遵守するものとし、違反の事実を発見した場合はその旨速やかにサイバネットに通知するものとします。

- (1) 利用アカウント等を善良なる管理者の注意をもって使用・管理するものとし、第三者に開示、譲渡、貸与、共有してはなりません。
 - (2) 利用アカウント等が第三者により不正に取得・利用されている可能性がある場合は、直ちにその旨サイバネットに連絡するものとします。
 - (3) 本サービスが本条件の定めにも適合する形で利用されているか否か、特に本サービスの利用ユーザー数が契約クライアント数を超過していないか監視を行うものとします。
 - (4) 本サービスの利用ユーザーに対して本サービスの利用に関する伝達事項がある場合に、当該事項の伝達を行うものとします。
 - (5) サイバネットに対するテクニカルサポートの依頼およびサイバネットからの回答の受領をする場合、その窓口役を行うものとします。
2. お客様が前項の定めにも違反したことによりお客様と第三者との間で紛争が発生した場合、お客様の費用と責任において紛争を解決するものとします。また、当該違反により第三者に本サービスを不正利用された場合、その利用はすべてお客様自身によるものとみなすものとします。

第12条（禁止事項）

本条件に定めるほか、お客様は、本サービスの利用に際して以下の行為をしまは試みてはなりません。

- (1) 第三者に本サービスを利用させまたは利用許諾権を付与する行為
- (2) 本サービスに関連するドキュメントやプログラム等の著作物の全部または一部を解析・修正・改変しまたは第三者に対して譲渡、貸与、公開、公衆送信する行為
- (3) 本サービスを用いた犯罪行為その他法律、条例もしくは公序良俗に反する行為
- (4) 本サービスの提供インフラであるサーバーやネットワーク接続装置にむやみに過大な負担を与える行為
- (5) 前各号のほか、サイバネットが合理的理由に基づき不適切と判断する行為。

第13条（メンテナンス）

サイバネットは、お客様が安定的に本サービスを利用できるよう、定期または不定期に本サービスのメンテナンスを実施することがあります。メンテナンスによりお客様の本サービス利用に支障が生じる場合、サイバネットはその旨事前にお客様に通知をします。

2. 前条にかかわらず、本サービスの提供に重大かつ深刻な障害が発生する恐れがありまたは発生した場合、サイバネットはお客様に対する事前の通知なしに、本サービスを一時中断することができます。

第14条（本サービスの仕様変更）

サイバネットは、専ら自己の裁量に基づき、本サービスの仕様変更（本サービスから後継サービスへの移行、本サービス名称の変更、本サービスの利用環境等が想定され、これだけに限定されません）をお客様に事前の予告なく実施することがあります。

第15条（本サービス期間）

お客様は、本サービス期間を3ヶ月単位で指定して利用するものとします。

2. 本サービス期間は、お客様が本サービスの利用申込みを行った月の翌月1日から起算するものとし、具体的期間はサービス確認書に記載されます。本サービス期間が満了する月の前月末日までにお客様からサイバネットに対して書面による更新拒絶の通知がない場合、本サービス期間は自動的に3ヶ月間更新されるものとし、その後も同様とします。

(具体例)

お客様が2011年12月20日、本サービス期間を6ヶ月間として本サービスの利用申込みをした場合、本サービス期間は2012年1月1日から同年6月30日までとなります。2012年5月31日までに更新拒絶の通知をしなかった場合、本サービス期間は2012年9月30日まで更新され、その後も同様に12月31日まで、3月31日までという要領で、本サービス期間が3ヶ月単位で更新されます。

第16条（支払い）

お客様は、サイバネット所定の方法により本サービス料金をサイバネット（販売代理店、商社等の第三者を介している場合は当該第三者）に支払うものとします。なお、お客様が初めてサイバネットから本サービスの提供を受ける場合は、登録初期費用として本サービス料金とは別に3万円を支払うものとします。

2. お客様は、本サービス料金（登録初期費用を含む）の支払いを怠った場合、サイバネットに遅延損害金を支払うものとします。遅延損害金は、本サービス料金の支払日の翌日から完済した日までの日数に応じて、年利14.6%をもって算定するものとします。

第17条（申込内容の変更）

お客様は、その氏名・会社名、住所等、本サービス申込時におけるお客様の属性に関する情報が変更になった場合、その旨すみやかにサイバネットに届け出るものとします。

2. お客様は、本サービス利用申込後いつでも、サービス機能の種類、契約クライアント数、運用管理者その他本サービスの申込内容について変更することができます。但し、利用中のサービス機能の一部削除または契約クライアント数の減少をする場合は次回の本サービス期間更新時の1ヶ月以上前までにその旨サイバネットに通知を行うものとし、また、お客様がオプションサービス機能を利用している場合は基本サービス機能のみの削除はできないものとします。
3. お客様は、前項の変更を行う場合、サイバネット所定の方法にて変更申込みをするものとします。サイバネットは、当該変更申込みを受けて、変更された内容に基づく本サービス確認書を新たにお客様に送付します。
4. 第2項に定める申込内容の変更は、以下のとおり適用されるものとします。
 - (1) 新たに別のサービス機能の追加または契約クライアント数の増加をする場合は、サイバネットがお客様からの変更申込みを受領した翌月1日から適用されます。
 - (2) サービス機能の一部削除または契約クライアント数の減少をする場合、次回の本サービス期間更新時から適用されます。

第18条（保証）

サイバネットは、本サービスについて、バグ・エラー等の不具合の不存在、サービス機能を送受信するネットワーク設備等における障害の不発生、第三者の知的財産権の不侵害、お客様の特定の利用目的との適合性その他の事項に関して、いかなる保証も否定します。但し、個別契約またはサービス確認書に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

第19条（知的財産権）

お客様が本条件に基づき取得するのは本サービスの利用権のみであって、本サービスに関わる著作権、特許権、商標権その他の知的財産権をサイバネットから譲り受けるものではありません。

第20条（本サービスの提供停止）

お客様が以下の各号の一に該当する場合、サイバネットはお客様に対する本サービスの提供を一時的に停止することができます。

- (1) お客様が本サービス料金の支払いを怠った場合
- (2) お客様が本サービス利用申込時および変更申込時に虚偽の事実を申述していた場合
- (3) 前各号のほか、お客様が本条件の定めに違反している場合

2. 前項の措置はお客様による本条件違反状態の解消を促す趣旨に基づくものであって、当該違反状態が解消された場合、サイバネットは本サービスの提供を再開します。なお、その場合でも、お客様は、停止されていた期間分に相当する本サービス料金の支払義務を免れず、サイバネットは本サービス料金の返還をしません。

第21条（本サービスの廃止）

サイバネットは、専ら自己の裁量に基づき、本サービスの全部または一部を廃止することができます。その場合、サイバネットは、廃止の3ヶ月前までにその旨お客様に通知します。

第22条（反社会的勢力の排除）

お客様およびサイバネットは、自己が個人であると団体であることを問わず、以下の各号に掲げる事項を誓約するものとします。

- (1) お客様、お客様の代表者または実質的な経営権を有する者が反社会的勢力（「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」で定義される暴力団およびその関係団体等をいう）でないこと、または過去に反社会的勢力でなかったこと
- (2) 自己の代表者または実質的な経営権を有する者が反社会的勢力に対して資金提供、便宜供与、あっせん等の協力を行っていないこと
- (3) 相手方または第三者に対して、自己が反社会的勢力である旨伝えまたは暴力的・脅迫的言辞を用いないこと

第23条（解除）

お客様は、本サービス期間が満了する月の前月末日までに書面でサイバネットに通知することにより、本サービスの全部を解除することができます。なお、本サービスの一部解除については、お客様が利用中のサービス機能の一部削除として、第17条（申込内容の変更）の定めが適用されます。

2. お客様およびサイバネットは、相手方が次の各号の一に該当する場合、直ちに本サービスの全部を解除することができます。
 - (1) 正当な理由なく本条件に違反し、催告されたにもかかわらず当該違反を是正しなかったとき
 - (2) 破産、民事再生もしくは会社更生の手続きをなし、または第三者からこれらの申立てを受けたとき
 - (3) 仮差押え、強制執行または滞納処分を受けたとき
 - (4) 債務超過に至ったとき、または支払不能に陥ったときもしくは不渡手形処分を受けたとき、その他信用不安事由が生じたとき
 - (5) 営業の停止または取消処分を受けたとき
 - (6) 前各号に準ずる重大な事由が発生したとき

第24条（終了時の措置）

本サービス期間が満了し、本サービスが解除されまたは廃止された場合、お客様およびサイバネットは、以下の定めに従うものとします。

- (1) サイバネットは、登録されているお客様のユーザー情報その他の個人情報を直ちに消去します。
- (2) お客様は、直ちに本サービスの利用を中止したうえで、本サービスの利用に必要なプログラムをインストールしていた場合はこれを削除するものとします。また、各サービス機能に応じて、サイバネットから指示された措置を実施するものとします。

2. 前条に基づき本サービスが解除された場合の本サービス料金の支払いについては、以下の定めに従います。
 - (1) 前条第1項に基づき解除された場合、お客様は、解除時以降に残存する本サービス期間分の本サービス料金の支払いを免れないものとします。また、お客様が既に本サービス料金を支払済みの場合は、その返還を受けることはできません。
 - (2) 前条第2項に基づき解除された場合、同条項各号の事由がお客様のもとで発生したときは、お客様は、解除時以降に残存する本サービス期間分の本サービス料金の支払いを免れないものとします。また、お客様が既に本サービス料金を支払済みのときは、その返還を受けることはできません。

第25条（瑕疵担保責任）

本サービスの提供に際してサービス機能自体にバグ、エラーその他の不具合が生じ、またはサービス機能を送受信するネットワーク設備（お客様およびサイバネット以外の第三者が保有・管理する高速インターネット常時接続回線網を除く）に障害が発生した場合、サイバネットは最大限の努力をもって当該不具合および障害の修正・復旧に努めるものとし、これをもってサイバネットが本サービスをお客様に提供するうえで負担する瑕疵担保責任のすべてとします。

第26条（情報セキュリティ）

サイバネットは、本サービスの提供によって知り得たお客様からの相談内容および個人情報を法令およびサイバネットの情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001/ISMS）に基づき整備された社内体制に従って適切に管理します。また、本サービスの提供その他関連する業務以外の目的に使用しないほか、お客様の事前承諾なしにお客様からの相談内容および個人情報を第三者に開示しません。

第27条（損害賠償）

サイバネットの責に帰すべき事由により本サービスの提供が連続して24時間以上中断した場合、サイバネットは、本サービスの提供が中断した時間分に応じた本サービス料金を返還するものとし、これをもってサイバネットがお客様に負担する債務不履行責任としての損害賠償のすべてとします。その場合における本サービス料金の返還金額は本サービス料金の1ヶ月分を上限とし、サイバネットがお客様に次回請求予定の本サービス料金から控除する形でのみ行うものとします。

2. お客様が本条件の定めに違反したことにより、お客様が本来支払うべき本サービス料金の支払いを免れまたはサイバネットが得べかりし本サービス料金の支払いを得られなかった場合、お客様はその支払いをサイバネットの求めに応じて行うものとします。

第28条（権利義務の譲渡禁止）

お客様は、本条件に定める権利・義務の全部または一部を第三者に譲渡または担保提供することはできません。但し、サイバネットの書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

2. お客様は、合併、会社分割、事業譲渡その他の企業再編等により自己の法人格または法的性質に変更が生じる場合、サイバネット所定の手続きに従って、本サービスの提供を受ける権利を変更後の法人に移転できる場合があります。
3. 前項にかかわらず、以下の各号の一に該当する場合、有効期間の満了前であっても、本サービスの提供を受ける権利は移転しないものとします。
 - (1) 企業再編等により、お客様とサイバネットとが事業上の競合関係になった場合
 - (2) 本条件に違反する状態で本サービスが利用されていた場合
 - (3) 前各号のほか、合理的理由に基づきサイバネットが本サービスの提供を受ける権利の移転が適切でないと判断した場合

第29条（本条件の変更等）

サイバネットは、必要に応じて本条件を変更することがあります。その場合、お客様が変更後の本条件の存在および内容を認識しているか否かに関わらず、変更後の本条件の定めが適用されます。

第30条（不可抗力）

本条件に定めるほか、天変地異、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線の事故等の不可抗力による本サービスの全部または一部の履行遅滞または履行不能について、サイバネットは一切の責任を負いません。

第31条（疑義および合意管轄）

本条件の解釈に関する疑義または定めのない事項については、本サービスの本旨に則って、お客様とサイバネットとで協議のうえ解決を図るものとします。協議をもってしても解決できない場合は東京における仲裁によるものとし、裁判手続には拠らないものとします。

〒101-0022

東京都千代田区神田練堀町3番地 富士ソフトビル

サイバネットシステム株式会社

ITソリューション事業部